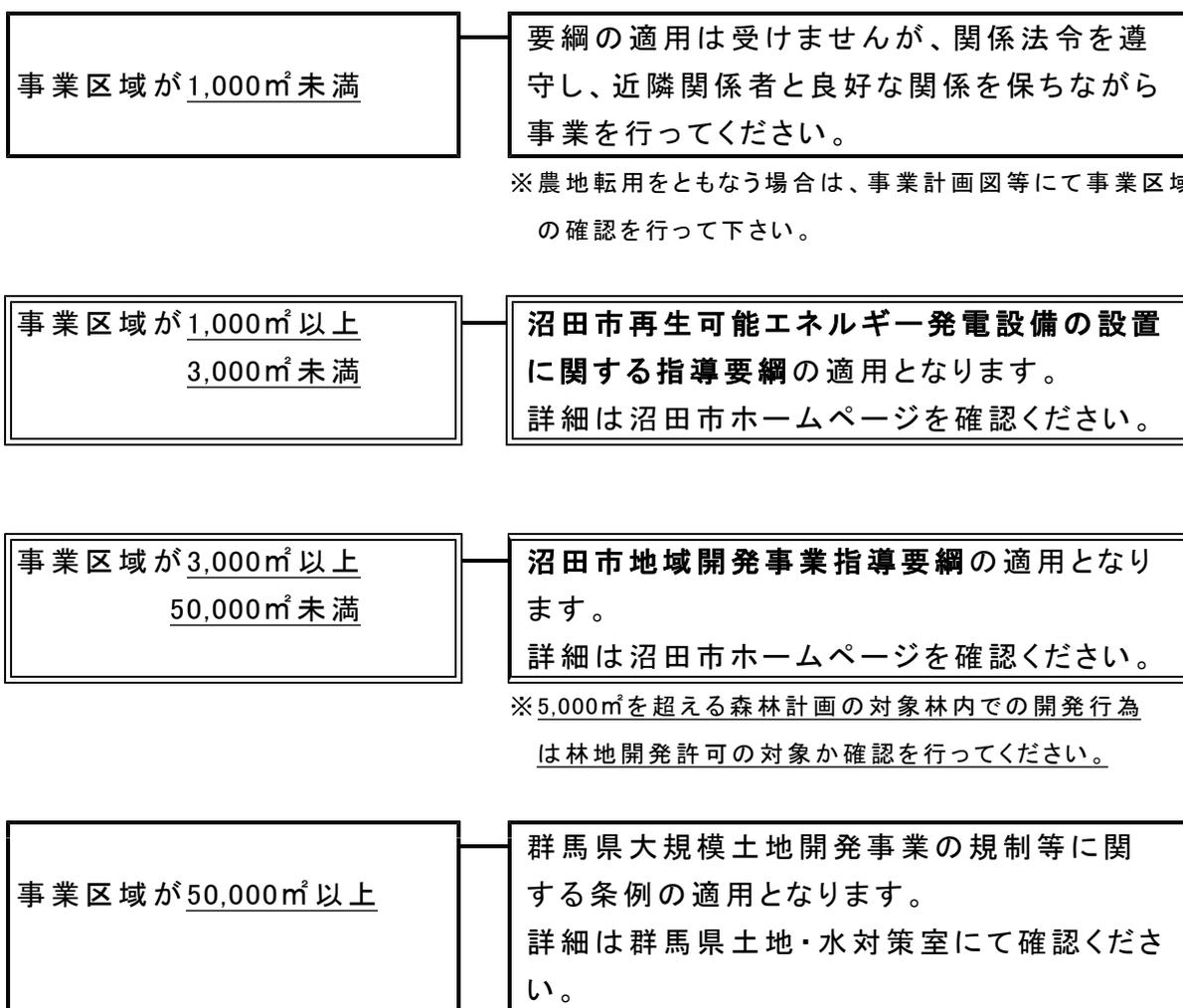


## 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

沼田市では太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備を設置する場合、事業区域の面積により、以下の事前協議等が必要になります。事業区域とは、事業を行う上で必要となる土地の区域であり、公道から設備までの管理用通路や駐車場、事業に伴って造成を行う部分（法面や排水施設等）も含まれますのでご注意ください。



### その他

- ・事業の施行にあたっては、関係法令及び要綱を遵守し、自然、景観、生活環境との調和に十分に配慮し、当該行政区、近隣関係者と良好な関係を保ちながら事業を行ってください。
- ・事故や紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための措置を講じてください
- ・事業者は、再生可能エネルギー発電事業を中止、又は終了する際は、発電設備を撤去し、適切に処理してください。

### 問い合わせ先

沼田市 都市計画課 計画係 電話0278-23-2111(内線4121)